

労働者への周知 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの
3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業及び
育休中の社会保険料免除など、パパママ育休プラス制度の周知や
情報提供を行う

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査や就業規則の確認
- 平成 28 年 7 月～ 制度に関する掲示物作成や就業規則を全社員が閲覧できる
場所への配置
- 平成 28 年 8 月～ 若手社員への定期的な訪問によるアドバイスや質問の受
付を行う